

Title	欧洲西北部の農業事情と農業政策：高水準経済の農業諸問題
Sub Title	
Author	小島, 栄次
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1943
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.37, No.7 (1943. 7) ,p.640(78)- 665(103)
JaLC DOI	10.14991/001.19430701-0078
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19430701-0078

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

歐洲西北部の農業事情と農業政策

——高水準經濟の農業諸問題——

小島 榮 次

はしがき

最近私は歐洲經濟地理研究の必要からその農業事情に關する若干の文献を見た。それ等のうち西北部諸國の農業に關する英國の一調査團の研究報告に殊に興味を惹かれた。それは先づこれ等諸國の農業が他の地域のそれと異なる特殊事情にあることを比較的最近の調査に基いて示すものとして、經濟地理研究上の重要な文献であるが、その以外に、高水準の經濟を營む國々の農業問題を考究して居るといふ理由でも注目さるべきである。

西北部歐洲諸國はすべて高水準の經濟を營み、國土は廣大ならず人口密度は高いといふ點で、我邦と共通性を持つ。従つて我々はその農業問題の現状から示唆されるところがあると思ふ。勿論、我邦の農業は歐洲西北部のそれとは著しく異なる點多く、問題もまたその解決方法も自ら異なるであらう。然し乍ら高水準經濟の國として國土狭小な人口稠密な國として、共通の農業問題を持つこともまた否定し難い。

以下に歐洲西北部農業事情を英國のアスター・ラウントリー調査團の報告に基いて紹介するのは、斯かる理由による。

一、英國農業事情の調査

一九三〇年に労働黨内閣が「土地利用法案」を議會へ提出した時、その内容に含まれた小農設定案に就いて論争が起つた。政府は多數の小農家を創設することに依つて失業救済に役立てよ、とし、賛否兩論の烈しい對立が生じたのである。Lord Astor は賛成者の一人であつたが、翌年内閣更迭があり右法案が不成立に終つたにも拘らず、その後一九三二年から Seeborn Rowntree と協力して小農設定の可能性を研究した。最初は二人とも、これに依つて農村人口を増加させ失業者を大いに減少せしめ得ると考へて居たが、意見を異にする人々に接して更に徹底せる調査の必要を感じるに至り、一九三四年に左記の人々を以つて調査團を組織した。

Robert Greig 前スコットランド農務部常任セクレタリー、英本土、英帝國及び歐洲大陸に於ける農業經驗者

H. D. Henderson 經濟諮問委員會委員、オール・ソールズ・コレッジの Fellow

Frederick Keeble 前オックスフォード大學植物學教授 Imperial Chemical Industries の農藝顧問。

William Wallace ラウントリーの社會調査に協力せる經濟學者

Doreen Wariner ニューアシティ・コレッジ(倫敦)經濟學講師、王室國際問題研究所の世界農業調査の協力者

P. Lamartine Yates 經濟學者、本調査團書記

この調査團の結論は一九三五年出版の "The Agricultural Dilemma. A report of an enquiry organized by Viscount Astor and Mr. B. Seeborn Rowntree. London, P. S. King & Sons, 1935." として發表された。それは小農家創設の問題だけでなく、重要な農業諸問題の全部にわたつてこれを取上げ、國防・社會・經濟等の各方面から考察を加へた結果、アスター卿及びラウントリーの最初の見解と反對な主張に到達した。即ち英國の經濟的繁榮

を維持し乍ら農業人口を大いに増加せしむるは不可能と結論したのである。

その後この調査團は、小農家の實情・その當面する困難及び打開策・小農經營成功及び失敗の原因等に就いて、英國の主要農業地域八ヶ所(デヴン及びコーンヌオール・ハンツ及びドーシット・ウェールズ・イーヴンヤム・ランカシャー・スコットランド・ヨークシャー・ケムブリッジシャー)にわたつて調査を行つた。これは各地方の調査家多數の協力の下に行はれ、「小農の經濟状態に就いてこの國で會つて蒐集された恐らく最も廣汎且つ詳細な報告」(British Agriculture, P. 332)と云はれるものである。この報告書はロングマンズ・グリーンから出版されたが、私は残念乍ら見て居なす。

他方この調査團は、スコットランドの著名な農業家 James Keith を加へて研究を續行し、一九三八年に "British Agriculture. The principles of future policy. A report of an enquiry organized by Viscount Astor and B. Seaborn Rowntree. London, New York and Toronto, Longmans, Green & Co., 1938," を刊行した。これは前掲の小農家調査及びその他農業問題の全分野にわたる調査研究の結實であつて、"Agricultural Dilemma" の内容を豊富にしたものであつた。勿論、この三年間に失業状態・國際情勢等相當の變化があり、この兩書の間をそれと反映する差異があるとは云へ、同じ結論が一方では本文九五頁の小冊子に依つて與へられ、他方ではそれに四四二頁を費して居る。前者はヘンダスンが執筆に當り、後者は同人とイエーツとの共同執筆による。(註一)

このイエーツが一九三八年に歐洲西北部諸國に派遣され、その調査報告が "Food Production in Western Europe. An economic survey of agriculture in six countries, by P. Lamartine Yates, being the report of an enquiry organized by Viscount Astor and B. S. Rowntree. Forward by Sir William Beveridge. London, New

York and Toronto, Longmans, Green & Co., 1940." として刊行された。"British Agriculture" の序文に「本調査中に大陸の農業に就いて多くの興味ある有益な資料を蒐集した。近い將來に別個に刊行した」と思ふ。(P. xiii) と云ひ乍ら、イエーツの報告書中のアスター卿及びラウントリ連名の序文では「本調査は我々の要請に基いて行はれたが、本書中に表明された見解に對してはイエーツ氏のみが責任を負ふことを附言する」(P. vi) と云ひ、イエーツ個人の報告として居る。これは或は、獨逸農業問題解決の方法として、廣域經濟の主張にとつて有利に解釋されるが如き見解を示した爲めかと臆測されるが、その他の點では大體 "British Agriculture" の方法を大陸諸國に適用し、その結論も大體同じである。(註二)

(註一) "British Agriculture" には、一九三九年に Pelican Books, Ltd. から A Pelican Special として出版された抜粋版がある。卷頭三章及び結論を原書のまゝに収録し、その他は抜粋を以つてしたものである。

(註二) 右の調査團に参加したウォリナーは、一九三五年から一九三七年にかけて東歐諸國を訪れ、その農業事情を調査した結果、"Economics of Peasant Farming. Oxford University Press, 1939," を著した。(D.ウォリナー著、近藤義實譯、ドイツ新經濟圏の農業問題——小農制を繞る獨逸の闘争——有斐閣、昭和十八年刊)これは東歐諸國の農業問題に對して、英國的解決方法を説くものであるが、何故單獨の著書として刊行されたか事情不明である。前掲の諸報告中、イエーツの報告書がウォリナーの書名を紹介して居るだけで、その以外にはウォリナーの東歐調査に就いて全く何の記載もない。他方ウォリナーの著書中にも、單にヘンダスン・イエーツが原稿を讀んだことを述べて居るのみで、右調査團に就いて何の言及もして居ない。然し乍らウォリナーの著書中にも前掲諸報告書と同様の見解が示されて居る個所多く、且つまた東歐視察が調査團組織後である點から、やはりこの書も調査團の活動の派生的産物と看做すことが出来やう。

さてアスター卿及びラウントリが最初小農經濟事情の調査を志したことは上述の通りであるが、小農問題は關

常設草地	五,五四七	四二・八	八六三	四一・八	六三八	八・三	七,〇四八	三一・〇
荒地放牧地	一,四七〇	一一・三	六九八	三三・八	五,一五九	六六・八	七,三二七	三二・一
耕地(2)	三,四三二	二六・五	二四七	一一・九	一,二二九	一五・九	四,九〇六	二一・六
果樹園及小果實	一一一	〇・九	二	〇・一	四	〇・一	一一七	〇・五
林地(3)	六六〇	五・一	一〇三	五・〇	四三五	五・六	一,一九七	五・三
その他	一,七四五	一三・四	一五一	七・四	二五二	三・三	二,一四八	九・五

1. R. G. Stapledon, *The Land, Now and tomorrow*. London, 1935. p. 45. 原表の数字を「ヘクター」〇・四〇四六八
 陌として換算、千以下四捨五入。

- 2、一時的草地即ち輪作用草地を含む。
- 3、一九二四年度。

農産額もまた減少した。一八七〇—一九三〇年の期間に、農業人口及び耕地の減少にも拘らず、粗生産量はかなり増加した。その増加率は最小限三〇最大限四五パーセントの間と推定される。然し乍らこの増加は、英國農業が主畜農業となりその原料即ち飼料の大量輸入を行ふことに依つて可能となつたので、斯かる農業用の而して農産の原料品輸入量を粗生産量から差引いた純生産量は、過去七〇年間に減少したことが殆ど確實と見られて居る。(Ibid. pp. 55.) 實際、諸種飼料の輸入は第三表の如く巨額に上る。加ふるに諸種食料品の輸入も第四表の如く莫大の量に達し、輸入食料に對する依存度は頗る高し。

英國商工業の發展・植民地獲得等に加へて、一八七〇年頃から新世界の廉價な農産物が大量に供給されるに至つ

第三表 英國飼料供給状態 (一九三五年) (1)

	供給量(千噸)	その栄養分(千噸)			
		蛋白質	澱粉	蛋白質	澱粉
國內産					
耕地より	一四,五七一	一,一六五	七,四七三	三三・八	三五・三
常設草地より	一八,一六三	一,三四八	八,九一〇	三八・九	四二・〇
副産物より	二七五	七七	一五四	二・二	〇・七
小計	三三,〇〇九	二,五九〇	一六,五三七	七四・九	七八・〇
輸入					
穀類及びその製品	六,〇一三	五二六	三,六七二	一五・二	一七・四
油種子及びその製品	一,七三五	三四一	九八九	九・九	四・六
小計	七,七四八	八六七	四,六六一	二五・一	二二・〇
總計	四〇,七五七	三,四五七	二一,一九八	一〇〇・〇	一〇〇・〇

1. Charles Smith, *Britain's Food Supplies in Peace and War. A survey prepared for the Fabian Society*. London, 1940. p. 227.

第四表 英國食料品供給状態 (一九三七—八年度單位千噸) (1)

	國內産		輸入		總計
	(1)	(2)	(1)	(2)	
小麥(粉として計算)	七六七	三,一九七	三,九六四	一八〇・七	
砂糖	四六九	一,六一八	二,〇八七	七七・五	
タバコ	四五	四七二	五一七	九一・三	

歐洲西北部の農業事情と農業政策

チ	一	三七	一四六	一八三	七九・八
鶏	卵	四〇九	一九〇	五九九	三一・七
牛	乳	四、五五六	—	四、五五六	〇〇・〇
牛	肉、羊	肉	九一八	一、〇〇七	五二・三
ベーコン、ハム			一五一	三二五	四七・六
果	物、堅	果	六六一	一、九四八	二、六〇九
馬	鈴	薯	四、四〇〇	一四五	四、五四五
その他の野菜			一八二〇六	六四四	一、八五〇
魚	類		七七四	一八六	九六〇
茶			—	二〇六	二〇六
その他			七五三	一、〇五五	一、八〇八
總計			一五、一四六	一一、一三九	二六、二八五

1. Britain's Food Supplies, p. 13. 2. 總額に對する輸入の百分比。

たことが、右の如き農業の衰微を齎した。然し乍らこれは過去の商工業發展・國富増大の爲めには必要だったのであつて、英國は穀物條例撤廢以後一九三〇年まで、自由貿易主義・自由放任政策を大體維持して來た。一八七〇年頃から以後、米國奥地の廉價な小麦と肉・東海岸のチーズ等が英國農業を壓迫して、一八八〇年代九〇年代の深刻な不況を齎したけれども、農業保護の貿易政策は採られなかつた。然るに一九三二年に自由貿易政策が放棄された。同年に小麦法 Wheat Act が制定され、一九三二年には牛肉輸入制限が行はれ、一九三四年には牛飼育補助金制、一九

三七年には大麦及び燕麥保證價格制が實施されるに至つた。同時に農業に對して種々の統制も行はれ始めた。英國が斯くの如く傳統の自由貿易主義を放棄したのは、世界的不況及び通商戦に依る工業製品市場の狹隘化、従つてきた貿易收支の悪化の對策として必要であつたと同時に、これに依つて通商戦に一層強力な地歩を占めんとしたのであらうが、若しも英國工業が昔日の如き優位を回復し得ぬとすれば、農産物の自由貿易も復活されることなく、農業に對する各般の統制も廢止される日が永久に來ないのではあるまいか。"British Agriculture" (p. 10) は、嘗て歐洲人口が急速に増加した時代には自由主義が好都合であつたが、今や人口停滯の爲めに農産物生産過剰の危険が常に存在する、故に少くとも農業の分野に關する限り、自由放任政策の放棄は最後のであり、再び復活する可能性はないと云ふ。然し若しも自由放任政策が永久に復活しないとすれば、それは歐洲人口停滯の爲めよりは、前述の如く英國工業停滯の爲めであると考へるべきであらう。

三、英國農業の構造と今後の政策

さて農業が上記の如く衰微の状態にあるとすれば、今農業保護の政策に轉換したところで、不足する農産物を著しく増産することは困難である。一九三三年頃から英國でも一部に食料自給率を高める要望が生じたが、それにして "British Agriculture" は、大體次の理由で反對する。

先づ第一には、若しも高度の自給率が達成されれば、從來大量の農産物輸送に使用されて居た船舶が不要になる。この商船隊及びその人員の著しい減少・造船業の萎靡は平時に於いて英國の經濟に悪影響を與へるし、戦時に於いては國防力の甚しき低下を來たす。第二には農産物輸出國との經濟的交友關係が害され、英國製品の出市場が失はれる。他方、國內で農産物が自給されれば、從來の輸出品に對する市場を國內に求め得るか云ふに、商品の種類

に就いて需給が調和せず、これは不可能である。第三には斯かる増産は實際上極めて困難であつて、小麦の如きその産額を倍加することにすら絶大なる努力を要するが、産額が倍加したところで自給率は四割位の低位に止まる。また肉類の著しき増産の爲めには巨額の飼料輸入増加が必要であつて、結局肉類の増産も無意味となる。第四には、斯かる増産の強行は結局高價なる食料品生産・一般國民の生活標準低下・貿易状態の悪化となつて、英國の經濟的繁榮が破壊される。斯くして食料の斯かる増産は困難であるし、またそれを強行することは非である。戦時に備へるが爲めには、輸入食料の貯蔵を行ひ、戦時に小麦等の増産を容易ならしめるやう、地力を保持することに努力すべきであると云ふ。(British Agriculture, pp. viii-ix, 19-23 参照)

従つて農業人口を著しく増加させることも、實際上不可能であるし非である。身體的にも精神的にも最も健康な社會的要素たる農業人口を過度に減少せしめることは、社會の健全な發展を危くするものといふ見地からも、農業人口増加が要望される。殊に強兵の源泉として考へられ、國際的危機の切迫と共にその要求は一層重大性を帯びて來た。然し乍ら“British Agriculture”はこれにも反對し、事實上農民生活は斯かる好良な状態にないことを指摘、農業人口を増加せしむるよりは他の方法に依つて目的を達すべきだと云ふ。

斯くしてこれ等の調査者にとつては、農業人口・農産額の著しき増大をはかることは、今後の農業政策の目標となり得ない。然らば如何なる目標を定むべきか。こゝで現在の英國農業構造を一瞥する必要がある。

一八七〇年頃から現在まで約七〇年間、英國農業は保護されることなく困難な事情の下に放置され、著しく、その構造を變化せしむるに至つた。一言にして云へば、それは輸入農産物の競争少き部門・労働力使用の比較的少き部門への集中である。即ちこの國が特に有利なる自然的條件を備へる牧草農業・それに依る家畜の飼育と生牛乳生産

である。この傾向は前掲第二表―第四表からも觀取されるが、斯かる變化を齎した主要な因は、廉價なる輸入品の競争・賃銀の昂騰・土地改良資本の缺乏・需要の變化であつた。

斯くして小麦生産の如きは地味その他特に有利なる條件を備へる場所にのみ残存し、労働節約機械使用の高度化・施肥の合理化等に依つて、「小麦法」の補助金の下に辛うじて維持されるに反し、飼料生産は牧草・穀類・根菜等を含めて農地の九割を占め、牛乳生産は全農産額の四分の一を占める。殊に牧草は、氣温が夏冬ともに溫和であり雨量は十分で月別分布も平均して居る點で、世界にも稀な「牧草氣候」(Ibid, p. 58)を有するが爲め、また輸入の競争がないことから大きな期待が寄せられる。従來の輪作では草地が全體の四分の一であつたが、過去十年間の傾向として、次第に草地面積が廣くなり、草地たる期間も長くなつた。政府は草地改善の爲め一九三七年から補助金を支出し始めた。

その栽培に多量の労働力を要ししかも機械化困難の作物は、賃銀の高率の爲めに生産費不廉にして、一般に減少する傾向がある。根菜類はその最も著しき場合である。根菜類は重量、容積大にして輸入困難ではあるが、飼料用のものは代用飼料の競争の爲め作付面積が減少して居る。馬鈴薯は斯かる競争を蒙らないが生産費高の爲め有利な仕事でなく、輸入がさ程多くないに拘らず、輸入統制が必要と考へられて居る。然るに甜菜栽培は、一九二四年に失業救済の目的で補助金制が實施され、その後急速な増加を見て居るが、これは補助金なくしては全く獨立し得ぬ状態にある。斯くして根菜類栽培は、英國農業の全構造に於いて最も脆弱な部分と云はれて居る。(Ibid, p. 93)次に土地改良資本の缺乏は、農地を荒廢せしめ耕地の減少を齎した。自由貿易主義が採用されてから地主は不利な地位に陥つたが、殊に農業不況に依つて地代低落し、他方、賃銀及び材料價格の騰貴に依つて維持費増加し、更

に税金の著しき増額を見るに至つて、苦境に立つた。土地を賣却する者も多く、然らざる者も土地改良に資本を投ずることが少くなつた。小作人の土地改良に對する利益保護の「農地法」(Agricultural Holdings Act) は一八八三年に制定されたが、この保護があつても小作人に土地改良能力のない者が多い。耕地減少及び草地増加は一部分斯かる事由に基く。

最後に需要の變化即ち生活標準の向上に伴つて高價なる食料品の需要が増大したことは、やはり重要な要因の一である。第五表に見られる如く、小麦粉・馬鈴薯の消費が減少し、反對に肉・バター・果物・野菜等の消費が増加した。

第五表 英國各種食料品一年一人當消費額(封度) (1)

	小麦粉	馬鈴薯	砂糖	肉	バター	果物	野菜
一八六一—五年	二五二	—	三五	一〇〇	—	—	—
一八八〇年	—	二七〇	—	—	二二	—	—
一九一一—一三年	二二二	二〇八	—	七九	一三五	一六	六〇
一九三六年	二二二	二二三	九四	一四八	二五	一一四	一二六

1. British Agriculture, p. 31.

小麦粉・馬鈴薯は所謂「エネルギー支給食料品」(Energy-building foods)であつて、多量に消費される價格の安い作物である。肉・牛乳・バター・鶏卵・果物・野菜等は、比較的高價ではあるが、營養障礙から人間を保護する「保健食料品」(Protective foods)である。偶々生産者側でも斯かる作物へ轉向すべき有利な條件が生じた時、消費側でも所得の増大から斯かる高價な食料品を多く消費するに至つたことが、前述の如き農業構造の變化を進行させたのである。

斯くして英國農業はこの七〇年間に著しい構造變化を遂げ、一般に労働粗放化・資本集約化・技術高度化を來したと云へるが、然し乍らこの傾向は全農家に平等に現れたものでは勿論ない。英國は大農の國と云はれて居るが、第六表の通り六〇陌以上の農家が全農家戸數の約二割もあり、全農地面積の五割餘を保有して居る。これ等の農家は果物農場を除いては通常多角經營を行ひ、平均六—七人の労働者を使用する。これ等大中農家は一般に最も資力に富

第六表 英國規模別農家戸數概數 (一九三二年) (1)

戸數	總農家戸數に對する割合	總農地面積に對する各農家保有地の割合
一—二〇 陌	一四、〇〇〇	五%
六〇—一二〇 陌 (大、中農)	四一、〇〇〇	一三
二〇—六〇 陌 (家族農家)	一一〇、〇〇〇	三七
〇・四—二〇 陌 (小農家)	一三四、〇〇〇	四五
全農家	二九九、〇〇〇	一〇〇

1. Britain's Food Supplies, p. 222

み、技術も高度であつて、以上に述べたやうな轉換が、斯かる農家の多數の存在に依つて、然らざる場合よりは遙かに圓滑十分に行はれたに相違ない。家族農家は平均三人の従業者を有し、典型的經營に於いては、主人とその息子又は弟、雇人一名を以つて經營される。やはり一般に多角經營である。然るに小農家には、果物及び野菜・養鶏・牛乳等の各種専門農家が多い。このうち牛乳専門の小農家は、成功して居る場合が比較的に最も多いが、果物及び野菜は大農家の同方面への進出に依り一般に經營困難となり、養鶏農家は一部に成功者があるが、經營難のものも

多い。それ等の事情はこゝに説明を省くが(Ibid., pp. 336-350. 参照)要するに前述の労働粗放化・資本集約化・技術高度化がこゝでは妨げられて居るのである。牛乳小農家の如きも、今後牛乳の規格が高められるに従つて經營難に陥ると考へられて居り、また犢や豚の飼育が小農に依つて行はれるもの多く、その爲めに品質が輸入品に對して一般に劣ることも指摘されて居る。(Ibid., pp. 183, 212, 346. 参照)小農家の多角經營のうち多數を占めて居るものは西部丘陵地方の犢又は羊の飼育であつて、これは成功して居るものが多い。然しその供給する牛又は羊の品質が劣ることは前述の通りである。斯くして小農家はいづれも經營困難か或は英國農業の進歩を阻害するといふ事由で、輕々に保護を加へることは不可であり、小農家設定も副業農家としての他は慎重にこれを行ふべきであると云ふ。(Ibid., pp. 355-6)

以上の大中小農家約三〇萬人とその家族に加へて、約七四萬の農業労働者が英國の食料品生産に従事して居る。これ等は都會労働者に比して賃銀低く住宅も劣る上に、生活費も却つて不廉であつて、放任すればその數は益々減少する傾向にある。然し乍ら彼等の生活標準を都會的水準にまで高めることは實際上不可能に屬し、その離村を今後とも防ぎ得ない云々。(Ibid., p. 328)

以上は現代英國農業構造の骨格であつて、これに對し農業政策の目標とするところは次の如く要約される。(Ibid., p. 26)即ち先づ第一には、保護政策は國內生産者に適度の安定性を確保し災厄的価格變動を免れしめる目的に可及的に限定さるべきこと。食料品輸入量の減少、或は海外で一層有利に生産され得る物資の國內生産増大を企圖せざるものであるべきこと。第二には、國內農業者が高度の自然的保護を享有する保健食料品の増産と一般農産物の品質改善とに、英國農業發展の道を求めること。第三には、生産及び配給兩方面の能率向上をはかることが最も重

要であり、國家はその爲めに可及的最大限度の援助を與ふべきこと。第四には、土地肥沃性の保存を、農業政策の不可欠の一要素となすべきことである。

斯くして次の如き具體的提案をする。(Ibid., pp. 427-442)それは大體六項目に要約されるが、先づ第一には、牧草増産をはかり、他方牛乳消費を普及せしめて以つて國民榮養の向上と農業の發展との「幸福なる結婚」(Ibid., p. 442)を促進すること。その爲めには兒童への無料牛乳支給も考へられる。第二には、現行配給統制機構を改組し、配給費用の低下・價格安定・能率向上をはかること。第三には、農地荒廢を防ぎ、農業經營規模を合理化する爲めに、漸次に國家が農地を購入すべきこと。地域的に「土地改良委員會」Land Improvement Commission を設けてその事業に當らしむること。第四には、能率増進の爲め、科學的研究・教育・技術指導を積極化する具體的方策。第五には、農村の生活状態を改善し、農業労働者の維持をはかる諸方策。第六には、從來の諸施設の改廢。即ち甜菜糖及び牛肉に對する補助金の漸次的撤廢・小麦保證價格の改訂・ペーコン輸入抑制の廢止等を提案する。

斯くしてこゝに提唱される農業政策の基本要綱は、英國農業を全體として一種の専門農業化せしめることに依つて、その前途を打開しようとするものであり、外國の競争から保護するといふ從來の意味での保護政策ではない。自由貿易の時代に經濟的要因の作用の下に既に農業が進みつゝあつたその同じ方向へ、一層徹底的に進ませようとするものに他ならぬ。その意味で一應合理的であるかの如く見えるが、その點に關してはまた後で觸れることとし、次に大陸側諸國の事情を概観して見よう。

四、大陸側諸國の農業事情と農業政策

アスター・ラウントリー調査團が大陸側諸國の調査を行つたのは、これ等の國々即ち丁抹・和蘭・白耳義・佛蘭西・瑞

西・獨逸の六國の農業が、幾多の點に於いて英國に類似するところから、そこに行はれる農業政策の結果を觀察しようとしたのである。即ち經濟的に高水準に達し、人口は稠密、食料自給困難なる點、更にまた氣候的條件も類似し、農業構造も大體集約的主畜多角經營を主體とする點に於いて共通する。勿論これ等諸國の農業がその國の經濟上に占める地位は一般に英國よりも遙かに重大であるし、その他相違點も多いことは云ふまでもない。殊に獨逸以外の四ヶ國は、國土面積狭小にして、その爲めに、等しく高水準經濟の國であつても、國家としての性格を著しく異にする。従つて農業政策にも、瑞西の場合を除いては、英獨等に於けるが如く國防的見地から食料自給自足策・農業人口増加策等が問題として取上げられることはあり得ない。

先づ丁抹の農業を見るに、専門化した主畜農業に統一されて居る。即ちバタの生産及びその副産物脱脂乳を利用するペーコンの生産が、全農産額の七割近くに達し、戦前にはこれ等を大量に英國その他に輸出した。この生産の爲めに土地は大部分飼料生産に捧げられるばかりでなく(註一)大量の飼料が輸入され、食料としての穀類も輸入に仰いで來た。五〇陌以上の農家が、戸數では二パーセント農地では一五・五パーセントしか占めぬに拘らず、協同組合の發達・農業教育の普及等に依つて進歩した經營が行はれ、生活標準は高い。従つて自由貿易主義に據つて來たが、世界恐慌以後諸種の保護政策を採用するに至つた。英國で關稅を課せられたバタ及び牛肉に就いては補助金を支給し、輸入割當の行はれたペーコンは國內でも生産を抑制し、他方穀物食料の輸入を減ずる爲めに、例へば從來パン粉として少量しか使用されなかつた國産穀類を、一定の割合だけ強制的に混入させるといふやうな方法をとつた。近年の濠洲及新西蘭酪農業の英國市場への進出は、戦前の丁抹農業にとつての最大問題であつた。イエーツ報告書は、丁抹が「その全經濟を外國市場の動きに従つて建設したのは、危険な政策であつた。その經濟的安定と國民の生

活標準が、他國民の行動・他國政府の政策に殆ど全く依存し、しかも丁抹はそれ等に對して何の支配力も持たない。」(Yates, p. 99)と云つて居る。

(註一) 最近、國産小麥とライ麥とを從來より多くパン製造に用ふるやうになつたに拘らず、穀類産額の約九割は飼料である。

和蘭は國土が丁抹よりも稍小さいに拘らず、その農業は多様性に富む。即ち酪農・穀物農業・野菜及び花卉栽培が、夫々相當の重要性を持つし、家畜飼育部門にしてもバタ及びペーコン以外に、生乳・チーズ・鶏卵等、多種の生産物を供給する。丁抹と同様に高度の技術が行はれ、土地面積當り收穫高は極めて大きい。その産物は多量に輸出されるが、同時に國內にも大きな市場を持つて居る。英國同様に自由貿易主義を採つて、麥類を多く輸入して居たが、一九三一年に小麥の保證價格制を實施して以來、丁抹同様に國産小麥のパン混入を強制する等、各種農産物に對して統制を行ひ始めた。和蘭農業は輸出不振に悩むばかりでなく、農業經營の過小及び農村人口の過多から大なる困難に當面して居る。しかも小農は益々増加するやうであり、農業人口も一八九九年に五七萬であつたのが、一九三〇年には六四萬人に増加し、その後も猶増加し続けて居ると云ふ。(Yates, p. 134)歐洲西北部で農業人口低下を來たさないのはこの國だけである。一九三七年の調査の結果、五陌一六・四陌が農家經營の成立し得る最小面積と結論されるが(註二)農家の三割は五陌以下である。結局農業人口過剰・土地饑飢の状態にあるから、全農家の半數を占める小作農殊に過小農は最も經營困難を感じて居る。

(註二) 一九三七年の「小農調査報告」Rapport over den Social-Economischen Toestand der Kleine Boerenbedrijven

「イエーツ」當の所要労働量を年二四〇時間と計算した。政府の一農業顧問の行つた他の調査は、約一九〇時間とした。働

き手一人の農家とすればそれは一二・五乃至一六エーカーである。(Ibid. p. 136) 因に丁抹では二五エーカー即ち一〇陌が農家經營成立の最小限と云はれて居る。(Ibid. p. 128)

白耳義は工業化が進み、農業人口の割合は英國に次いで小さい。(第七表参照) その農業は馬・鶏卵・野菜を若干輸出しても、主として國內向農業であり、和蘭同様集約的を農業を営み乍ら、穀類・酪農品等の不足分を多量に輸入する。丁抹・和蘭程ではないがやはり主畜農業であつて、家畜産物は全農産額の四分の三を占める。元來自由貿易主義の國であるが、近年は輸入品に關稅を課し割當を行ひ、國內農産物に補助金を與へ或は國內消費増加をはかる等、種々の方法を實施して居る。然し乍らこれ等はいづれも僅かな程度に止まり、實質上自由貿易と大差ない状態である。この點英國の過去と類似し、要するに農民自體の力に依つて新しい道を切開かせようとするのである。その爲め、農業人口の割合が小さいにも拘らず、農村には過

第七表 各國農業従業者の全有業人口に對する割合 (1)

英國	五・七%
白耳義	一七・二
和蘭	二〇・一
瑞西	二〇・八
獨逸	二八・九
丁抹	三四・二
佛蘭西	三五・三

1. Yates, p. 19

剩人口があり、また過小農經營が多く、従つて農業は困難な状態にある。農業人口は一八九五年から一九三〇年の間に約半減したが、過小農經營は却つて増加し大農が減少する傾向にある。これは財産を子女の間に均分する相續慣行に依るところが大きい。白耳義では六陌以下では獨立し得ないと信する人々が多いが、全農家戸數約二五萬のうち二〇萬位が六陌以下の農家である。妻子に耕作を任せて都會の工場へ通勤する副業農家が多いことも、これに關係して居るであらう。この種副業農家は、農工兩方面に於いて收入少く、従つて農家としても工業労働者として

も極めて生活標準が低いと云はれる。斯くの如く小農が多い上に、組合の發達がなく、北半部では信仰を基礎とする組織 Boerenbond が或る程度組合の機能を果して居るが、結局、白耳義農業が近い將來に著しき好轉をなし得るとは豫想されなう。

瑞西の農業は氣候に依つて著しく制約される。即ち山岳部の放牧地を計算に入れずとも常設草地七割耕地三割となり、酪農を中心とする主畜農業である。一九三〇年以來小麥生産に保護を與へ、その價格は世界相場の三倍にも達したが、結局氣候的條件に制約されて耕地が増加し得ない。元來農産物輸入に少額の名目的關稅が課せられては居たが、著しく保護主義に轉じたのは一九三〇年以後である。しかも瑞西は國際的情勢の悪化と共に、交戰國に圍まれる可能性が多くなり、その場合でも中立を維持しようとするれば、食料を可及的に自給する必要があることは容易に想像出来る。斯くして耕地のうち穀類は四割であるが、その穀類の九割近くが人間の食料となることは、丁抹と著しく異なる點である。その爲めに飼料はこれを八割まで牧草に仰ぎ、輸入飼料は一九三二年以來、關稅或は割當に依つて輸入を抑制した。それは世界的不況の下にチーズ及び煉乳の輸出が激減し、牛乳の供給過剰を生じた爲めであつた。然し乍ら牧草のみに依つて家畜を飼育するのは、乾草の處理に多大の勞働を要し、且つまたその貯藏に廣大なる建物を必要とする。従つて大規模に行はねば不經濟であるが、瑞西はやはり農地に對して人口過剰で、小經營が多敷を占め、斯かる大規模化は困難である。結局、瑞西の保護政策は「疑ひもなく生活費を騰貴せしめ、それはまた工業賃銀を引上げ、後者はまた農産物輸出者としての瑞西にハンディキャップを與へる。換言すれば經濟生活のあらゆる分野で高生産費生産者となつた。」(Ibid. p. 407)

以上の四ヶ國が孰れも世界恐慌まで農産物自由貿易の國であつたに對して、獨佛兩國の農業は古くから保護政策

の下に置かれて居た。殊に佛蘭西の農業が他の西北部諸國に見られない次の二特質を示して居ることに、保護政策が深い關係を持つて居る。即ち第一に同國が食料品に就いて略々自給自足の状態にあることで、葡萄酒・果物・チーズ・花芽等の輸出、諸種食料・飼料の輸入が行はれるが、兩者とも夫々全供給量の一割に達しない。また第二は、家畜産物が全農産額の五割に達しないことで、未だに食用穀類の生産が多い。即ち穀類栽培面積の五割が小麦栽培に充てられて居り、その小麦は全部食料用である。尤も次の三つの事實即ち農業人口の絶對的減少・耕地減少と草地増加・小農減少は、この國にも徐々に主畜農業化が進んで居ることを想はせるが、(註三)他の諸國に比すれば明かに昔ながらの型の農業に停滞して居ると云へる。農家經營に就いて見ても、穀類栽培及び酪農の兩方面に於いて能率が低い。これには小農の多い事・耕地分散の甚しいこと(註四)が根本的な要因と考へられ、機械化も後れて居る殊に施肥量は西北部諸國のうち最も少い。

すべてこれ等が保護政策のみの結果であるとは勿論云へないが、國土の廣大さ・農業に有利な自然的條件(註五)・國民の農本主義的傳統・工業發展の後進性・人口の停滞等と結合する時、保護政策が極めて大きな要因となつたことは否定されるべくもない。極端に云へば、佛蘭西は「經濟的安定に於いて利得したが、經濟的發展に於いて損失を蒙つた」(Ibid. p. 310)のである。恐慌以後、小麦輸入増加に加ふるに豊作が續き、保護政策は一層強化されざるを得なかつた。そこに幾多の難問題を生ぜしめたが、小麦及び葡萄酒供給過剰の長期的傾向は、さらに恒久的な重要問題を齎すものとして注目される。

(註三) 農業人口は一八九六年八五〇萬人、一九三二年七四〇萬人。小麦作付面積は一九一一年から一九三六年の間に一三、四〇萬陌から一〇六〇萬陌へ減少。それは一部分全農地の減少、一部分飼料栽培面積の増加の爲めであるが、他方、草地

は同期間に全農地の二九パーセントから三五パーセントへ増加した。一八九二—一九二九年の期間に、全農家戸數二割減農地一割減少したが、その農家戸數減少はすべて一〇陌以下の農家のみである。

(註四) 佛蘭西では、葡萄或は野菜栽培を除けば、一陌以下では農家經營が成立せず、また四・八陌以下では副業農家でなければ成立しないと云はれる。然るに一九二九年に、全農家數二一〇萬戸が次の如き規模に分れて居た。

農地面積	戸數	農地
一〇陌以下	六二%	二〇%
一〇—一五〇陌	三四	五〇
五〇陌以上	四	三〇

耕地分散の状態は、例へばソナム地方の二、八六三農家の農地が一戸平均一ヶ所以上に及び、極端な場合にはミューズ縣に三〇陌の一農家の土地が二〇〇〇個所に分かれて居るのがあつた。(Ibid. pp. 280-281 参照)

(註五) 農地面積が全土の六三パーセントに上る。

獨逸は佛蘭西と同様に古くから農業保護の政策をとつて來た。殊に近年にはナチス政權の下に、極めて大規模にして徹底的な農業建設計畫を進めて居ることは周知の事實である。然し乍ら獨逸は佛蘭西と異なつて、土壤鬆軟・雨量不足の土地が廣く、その制約を受けて著しく特色ある農業を發展せしめた。即ち先づ第一には、穀類栽培面積のうちライ麥が大部分を占め、根菜類としては馬鈴薯が大量に栽培される。(註六)第二には、家畜飼育に就いて、牛飼育頭數は、人口約二分の一なる佛蘭西と大差なく、その代りに豚は遙かに多く約三倍に上る。牧草その他の飼料不足から牛を多く飼ひ得ず、馬鈴薯を主要な飼料として豚を飼ふのである。然し乍ら佛蘭西に類似する諸點も見出される。即ち、未だそれほどに主畜農業化して居ないこと、農業人口の減少・耕地減少・小農多數等の諸點である。

小農は佛蘭西よりもむしろ重要な地位を占め、佛蘭西では二〇陌以下の農家から穀類の四割が供給されるのに對し、獨逸では五割供給され、更に馬鈴薯及び牛頭數の約七割宛が取扱はれる。佛蘭西の場合と同様にこれが生産力に關係するところ大きく、例へば牛を用役に供する爲めに出乳量が少ない。

また、同じく保護政策をとり乍ら、佛蘭西が略々自給自足の状態に達したのに對して、獨逸は近年まで自給率が餘り高くなかつた。(註八)その代り、前者では農業停滯を來たしたが、後者では進歩があつた。殊に肥料の使用に就いては、中央部の重要農業地域で加里肥料が豊富に生産されることが有利であつた。斯くして獨逸では保護政策がむしろ好結果を齎したやうであつた。農民は減少したが、保護政策がなかつたら、恐らくもつと減少したらうと云はれる。(Ibid. p. 442) また假に自由貿易主義が行はれたとしても、他の國々の程度に主畜農業化することは不可能であつたらうし、逆に保護政策がなかつたら北部大農の地域は放棄されたか、然らざれば極めて粗放的に經營されたであらうと考へられる。

更にナチスの農業建設事業は、獨逸農業に著しい變化を生ぜしめて居る。先づ第一に自給率の向上したことは、その最も重要な點であらう。一九三五年から三九年の間に農業労働者が一〇〇萬人も農業以外へ移動してしまつたにも拘らず農産額が減少しなかつたことも、共に生産力の向上を物語る。この生産力増大はナチス農業政策の中心問題であるが、更にこれと並んで、恒久的な性質を持つ問題として、農業人口増加及び農業經營規模擴大がある。イエーツは、獨逸が現在不足して居る油脂をも含めて全食料品の自給自足を維持することは極めて困難であると云ふ。森林を伐採して草地を作るか、荒蕪地を開墾するのだが、前者は木材の減少を來たし後者は斯かる荒地が最早餘り残されていないといふ理由で實際的でなく、結局、東歐諸國と一經濟單位を形成すれば問題が解決すると云ふ。

西歐諸國と結合してもそれは飼料の輸入國であるから、穀類の豊かな東歐と結合すべきであり、これが *Drang nach Osten* の農業的側面だと云ふ。また小農家として大なる農業人口を維持せんとしても、小農は能率が低く不經濟であり、經濟的發展の障礙になるから、他の産業で労働力が要求されれば、維持が困難であらう。結局、自給自足の要求を放棄しない限り、それが可能な程度に廣い地域へ膨脹することしか解決方法がないと云ふ。(Ibid. 504-509 參照) イエーツは獨逸の食料自給自足の要求を是認するわけでは決してないが、自給自足の要求を達成するには廣域經濟の樹立が最善にして唯一の方法であることを認めるものと云へやう。

(註六) 一九三八年の穀類作付面積は次の割合であつた。ライ麥三七・三、燕麥二三・六、小麥一八・二、大麥一四・五、その他六・三パーセント。

根菜類の栽培總面積四二〇萬陌のうち二八〇萬陌が馬鈴薯、即ち約七割。甜菜は約一割を占める。
(註七) 耕地は一九一四年までは全農地の七五パーセント、一九三七年六八パーセント。一九二八—一九三七年間に一四〇萬陌減少。その凡そ半が草地になる。

農業人口一八八二年に全有業人口の四二パーセント、一九三三年二八・九パーセント。規模別農家數は、

戸數	土地
一〇陌以下	六二%
一〇—五〇陌	二二%
五〇陌以上	四六
	三三
	五
	三二

その他、農地が全上の六一パーセントに達することも佛蘭西に似て居る。

(註八) 一九二九年に七〇パーセント、一九三七年には八七パーセント。

イギリスの報告書は、上記諸國の農業事情と農業政策とを觀察した後、次のやうに結論する。即ち西北部歐洲諸國はその經濟的發展に伴つて主穀農業から主畜農業へ轉換して來た。獨佛兩國では保護政策がこの推移を妨げて居る。他の國々では食料・飼料の輸入は増加したが、その方が自給自足をはかるよりも經濟上有利である。蓋し小農が高い生活標準を享受し得るのは、多數の家畜を輸入飼料に依つて飼育する場合に限るからである。斯くして、自給自足の目的を達成すると同時に、多數小農の生活標準を高位に維持することは不可能であるとする。(Ibid., pp. 513-535 参照)

最後にイギリスは諸國の農業政策を、生産者保護策(輸入制限・價格維持・生産統制)消費者保護策・及び農業福祉増進策に要約し、自由主義者の見地からこれ等諸方策の害悪・誤謬・實際的困難を論ずるが、結局、最も廉價なる食料生産をはかること、分散耕地を整理して農家規模を適正化すること、現代の農學を徹底的に應用すること、その隣には狭少な土地少數の人間で足りるが故に、農業以外の方法に依つて、農民に代る健康な社會的要素を維持し、農村生活と都會生活の差を消滅せしめることを農業政策の進むべき方向として擧げて居る。

五、結 語

以上がアスター・ラウントリー調査團の調査報告に現れた歐洲西北部諸國の農業事情・農業政策並びに同調査團員の農業政策綱領の大體である。

歐洲の高水準經濟の下に於いては、農業人口減少・主畜農業化・食料及び飼料輸入の増加が、共通の現象であつた。自由貿易の國も保護政策の國も、程度の差こそあれ、この點では變りがない。而して斯かる事態は、南北アメリカ・濠洲・新西蘭等の低廉な農産物の輸入と歐洲諸國の工業化とから發して居るが、曾つて穀類並びに肉類の輸出に依つ

て歐洲農業を壓倒したこれ等新興農業地帯が、新にまた酪農製品でも進出し始めたことは注目に値する。

アスター・ラウントリー調査團の見解は、云ふまでもなく英國的・自由主義的・經濟論的である。然し乍ら私は、高水準經濟の國々に於ける農業の實情を紹介しようとしただけで、従つてこゝでは右の見解に批判を加へず置く。唯、英國自身の立場から云つても、この調査報告が農業以外の方面殊に工業の發展に就いて考察を缺いて居る點を指摘せねばなるまい。主穀農業から主畜農業への轉換は、丁抹の場合を除き、工業の發展と相伴ふ場合に可能であつた。然るに亞細亞及びアメリカ或はソ聯に於ける工業の勃興は、世界に於ける歐洲諸國の工業市場を侵し始めた。然らば、從來の如き方向へ今後も農業を推進することの可否は、慎重に考慮すべき問題であらう。

(昭和十八年七月三十一日記)